

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の 30 年以降運転における
長期施設管理計画認可申請の補正について

2026 年 8 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所 6 号機（沸騰水型軽水炉、定格電気出力 135.6 万キロワット）について、当社は、「原子炉等規制法*」に基づき、安全機能を有する機器・構造物に対して、長期施設管理計画を策定し、2025 年 12 月 24 日に原子力規制委員会に認可申請を行い、2026 年 3 月 27 日に本計画に係る補正書を提出しております。

[\(2026 年 3 月 27 日お知らせ済み\)](#)

その後、原子力規制庁との面談を行う中でいただいたご指摘を踏まえ、記載内容の適正化などを行い、本日、改めて原子力規制委員会に補正書を提出いたしました。

当社としては、30 年を迎えるまでにしっかりと審査いただけるよう、一つひとつ審査に真摯に対応してまいります。

＊原子炉等規制法

発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日（運転開始日）から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

（原子炉等規制法 第四十三条の三の三十二 第 1 項）

以 上